

○平成31年度 補助制度の流れ

◆申込み

(1) 事前調査の受付
5月7日(火)から
6月28日(金)まで

(1) 事前調査の受付

・様式第1号「西予市危険空家除却事業事前調査申請書」に必要な添付書類を添えて建設課に提出していただきます。

(2) 事前調査

(2) 事前調査

・申請物件が補助事業の対象となるか、担当職員が不良度判定基準により、判定を行います。
・様式第2号「西予市危険空家除却事業事前調査結果通知書」により申請者に報告を行います。

※国の補助金交付決定後、結果通知を行います

おおよそ8月中旬以降となる予定です※

※補助対象件数は 35件 となります※

(3) 補助金の交付申請

(3) 補助金の交付申請

・様式第3号「西予市危険空家除却事業補助金交付申請書」を添付書類とともに建設課に提出していただきます。

※工事対象経費には消費税を含みません。

・書類審査を行い、様式第4号「西予市危険空家除却事業補助金交付決定通知書」により通知します。

◆解体工事

(4) 契約の締結

(4) 契約の締結

・交付決定通知書が届いたら解体業者と契約して下さい。業者は西予市内の業者(建築、土木一式、とび・土工、解体)に限ります。

※契約日は、交付決定日以降でなければなりません。

(5) 解体工事の着工

(5) 解体工事の着工

・申請物件の解体工事を行います。着工時は工事届、除却届を提出し、着工前、工事中、竣工時に工事写真を撮って下さい。

※着工後、工事中止や変更がある場合には様式第5号「西予市危険空家除却事業変更(中止)申請書」の届出が必要です。

(6) 解体工事の竣工

(6) 解体工事の竣工

・解体工事が完了したら、必ずご自身で直接現地確認を行うよう努めて下さい。

(7) 解体工事費の支払い
領収書の受領

(7) 解体工事費の支払い

・解体工事が完了したら、まず解体業者に工事費を支払い、領収書を受け取って事業完了報告へと移行します。

◆補助金の受領

(8) 事業完了報告
補助金交付確定通知
補助金の請求

(8) 事業完了報告

・工事完了を確認し、領収書を受領されましたら、様式第7号「西予市危険空家除却事業完了報告書」を添付書類と共に建設課へ提出して下さい。

・書類を審査し、様式第8号「西予市危険空家除却事業補助金交付額確定通知書」により通知します。

・通知後に補助金支払いの手続きを行います。

※2月中に様式7号完了報告書を提出する必要があります※

(9) 補助金の受領

(9) 補助金の受領

・様式第8号「交付額確定通知書」受領後に、様式第9号「西予市危険空家除却事業補助金請求書」を提出します。

・指定口座へ振り込みいたします。